

令和7年8月29日

船員災害ゼロを目指して!!

～ 令和7年度船員労働安全衛生月間がスタートします ～

船員労働安全衛生月間は、国土交通省、水産庁の主唱により、船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進を目的として全国一斉に展開される運動で、今年度で69回目を迎えます。

釧路地方船員労働安全衛生協議会では、本月間中に下記の訪船指導等を通じて、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚及び船員災害の防止対策の一層の推進を図ります。

記

1. 主 催

- ・ 釧路地方船員労働安全衛生協議会（会長 金井 関一）
- ・ 構 成：各漁業協同組合、船主協会、海運代理店、全日本海員組合、釧路運輸支局等

2. 期 間 等

- ・ 令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）
- ・ 今年度のスローガン

「 耳で確認 目で確認 指差し呼称で更なる安全 」

3. 活動内容

本月間中にポスター、立看板等による広報のほか、釧路港において安全面、衛生面に対する訪船指導を行います。

なお、訪船指導は、月間中に釧路港に在港している船舶に対して適宜実施します。

【添付資料】

釧路地方船員労働安全衛生協議会が定めた「第69回船員労働安全衛生月間における実施要領及び活動計画」

【問い合わせ先】

北海道運輸局釧路運輸支局

運航労務監理官 山田

TEL 0154-51-0057



【主催】国土交通省、水産庁
【協賛】船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会
令和8年の第70回船員労働安全衛生月間ポスターの写真を募集します
右の7次元コードから応募できます



C to Sea プロジェクト

海や船が「楽しく身近な存在」になるための取組み。

ポータルサイト「海ココ」→



令和7年度（第69回）釧路地方船員労働安全衛生月間実施要領及び計画

1. 趣 旨

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で69回目を迎える。

船員の災害・疾病は、第1次船員災害防止基本計画の策定以来、関係者のたゆまぬ努力により、発生件数・発生率ともに大幅に減少しているが、近年はその減少割合が鈍化傾向にあり、船員の死傷災害は陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、船員の労働災害をめぐっては、近年の船員の高齢化、最新の設備や機器の導入、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の変化に加え、船員不足が顕在化しつつあり、これらに適確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。

については、全国一斉、集中的に船員の死傷災害・疾病防止活動を展開すべく、令和7年度船員災害防止実施計画に基づき船員労働安全衛生月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚及び船員災害防止対策の一層の推進を図ることとする。

なお、本月間においては、下記の令和7年度船員労働安全衛生月間実施要綱の重点事項に積極的に取り組むものとする。

○ 重点事項

- (1) 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- (2) 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- (3) 漁船における死傷災害防止対策
- (4) 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進
- (5) 船員の健康確保対策
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策
- (7) ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
- (8) ITを活用した健康管理等の推進
- (9) その他の健康管理上の取組
- (10) 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
- (11) その他の安全衛生対策

2. スローガン

「 耳で確認 目で確認 指差し呼称で更なる安全 」

3. 実施時期

令和7年9月1日～9月30日

4. 実施要領

- (1) ポスター、立看板、報道機関等による広報

- ① ポスター、標語、パンフレット等の配付
船員災害防止協会作成のポスター、標語及びパンフレット等を関係者に配付するとともに、乗組員の意識高揚を図るため訪船指導時にも配付する。
- ② 立看板等の掲示
立看板等（月間の名称、スローガン等の入ったもの）を海事関係者の事務所等の目のつきやすい場所に掲示して周知を図る。
- ③ 報道機関による広報
テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関へプレスリリースを行い、本月間の活動内容について報道を依頼する。
- ④ 緑十字旗の掲揚
在港する漁船、商船、官公署等の船舶に緑十字旗の掲揚を依頼する。
- ⑤ 月間記念品（タオル、ハンドソープ）の配付
「月間の名称、当協議会名入り」を作成し、関係者に配付するとともに訪船指導時に各船にも配付する。

（２） 安全衛生指導班による訪船指導

安全衛生指導班を編成し、商船や漁船を訪船して安全面、衛生面についてチェックリストに基づき点検を行い、船長、安全担当者、衛生担当者に対して船内における具体的な以下の事項について指導する。

【指導事項】

- イ 飲用水の水質管理
- ロ 火気及び消防設備の点検
- ハ 感染症や食中毒防止対策（食品衛生等）
- ニ 安全標識の点検

（３） 自主点検の実施

各船舶所有者に「安全衛生状況自己診断票」を配付し、各船において自主点検を実施する。